

令 02 原機（サ保） 004
令和 2 年 4 月 6 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
所長 大森 栄一

「核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成 31 年 3 月 25 日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、「諸規程に基づく所長の代理者」の変更に伴う副原子力防災管理者の職務上の地位の見直し及び国土交通省の組織再編等に伴う組織名称変更のため、令和 2 年 4 月 1 日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

「核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防止業務計画」読み替え表

添付資料

読み替え前 (H31.3.25 修正版)		読み替え後		理由		
	本文 別図-1 ~ 別図-2		読み替えなし 読み替えなし			
原子力防災管理者	中央官庁対応班 内閣府 (内閣総理大臣) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当) 付 内閣官房 (内閣情報集約センター) 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) 原子力災害現地対策本部 (茨城県原子力オフサイトセンター内) 茨城県原子力オフサイトセンター 原子力緊急時支援・研修センター 文部科学省原子力課 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 原子力規制庁緊急事態対策室 (原子力規制委員会) 原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 総務省消防庁応急対策室 総務省消防庁宿直室 厚生労働省水戸労働基準監督署 厚生労働省茨城労働局 国土交通省 (大臣官房参事官付) 国土交通省自動車局環境政策課 (陸上輸送時) 国土交通省海事局検査測度課 (海上輸送時) 国土交通省航空局安全部運航安全課 (航空輸送時)	中央官庁対応班 内閣府 (内閣総理大臣) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (総括担当) 付 内閣官房 (内閣情報集約センター) 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) 原子力災害現地対策本部 (茨城県原子力オフサイトセンター内) 茨城県原子力オフサイトセンター 原子力緊急時支援・研修センター 文部科学省原子力課 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 原子力規制庁緊急事態対策室 (原子力規制委員会) 原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 総務省消防庁応急対策室 総務省消防庁宿直室 厚生労働省水戸労働基準監督署 厚生労働省茨城労働局 国土交通省 (大臣官房参事官付) 国土交通省自動車局安全・環境基準課 (陸上輸送時) 国土交通省海事局検査測度課 (海上輸送時) 国土交通省航空局安全部運航安全課 (航空輸送時)	原子力防災管理者	地域対応班 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課 東海村村民生活部防災原子力安全課 ひたちなか市市民生活部生活安全課 日立市総務部生活安全課 那珂市市民生活部防災課 常陸太田市総務部防災対策課 水戸市市民協働部防災・危機管理課 城里町総務課 大洗町生活環境課 常陸大宮市市民生活部安全まちづくり推進課 茨城県警察本部警備部警備課 ひたちなか警察署警備課 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課 東海消防署 日立市消防本部警防課 那珂市消防本部通信司令室 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 磯崎漁業協同組合 久慈町漁業協同組合 久慈浜丸小漁業協同組合 海上保安庁茨城海上保安部警備救難課	地域対応班 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課 東海村村民生活部防災原子力安全課 ひたちなか市市民生活部生活安全課 日立市総務部くらし安心局防災対策課 那珂市市民生活部防災課 常陸太田市総務部防災対策課 水戸市市民協働部防災・危機管理課 城里町総務課 大洗町生活環境課 常陸大宮市市民生活部安全まちづくり推進課 茨城県警察本部警備部警備課 ひたちなか警察署警備課 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部通信指令課 東海消防署 日立市消防本部警防課 那珂市消防本部通信司令室 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 磯崎漁業協同組合 久慈町漁業協同組合 久慈浜丸小漁業協同組合 海上保安庁茨城海上保安部警備救難課	組織名称の変更
					組織名称の変更	
	注-1: 放射性物質が外部へ放出された場合は、茨城東病院、東京電力フェUEL&パワー株式会社常陸那珂火力発電所並びに茨城県港湾課及びその他港湾関係機関へ連絡するものとする。 注-2: 臨界警報が吹鳴した場合は、茨城東病院及び東京電力フェUEL&パワー株式会社常陸那珂火力発電所へ連絡するものとする。		注-1: 放射性物質が外部へ放出された場合は、茨城東病院、東京電力フェUEL&パワー株式会社常陸那珂火力発電所並びに茨城県港湾課及びその他港湾関係機関へ連絡するものとする。 注-2: 臨界警報が吹鳴した場合は、茨城東病院及び東京電力フェUEL&パワー株式会社常陸那珂火力発電所へ連絡するものとする。			
	別図-3 (1) 通報連絡体制 (機構外関係機関)		別図-3 (1) 通報連絡体制 (機構外関係機関)			

読み替え前 (H31.3.25 修正版)	読み替え後	理 由																																																						
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 別図-3 (2) ~ 別図-7 別表-1 ~ 別表-3 読み替えなし 読み替えなし </div>																																																								
別表-4 原子力防災管理者の代行順位	別表-4 原子力防災管理者の代行順位																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">代行順位*¹</th> <th style="width: 90%;">副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 (第一代理*²)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長 (第二代理*²)</td></tr> <tr><td>3</td><td>副所長 (第三代理*²)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長 (第四代理*²)</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>副所長 (第五代理*²)</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>部長 (第六代理*²)</u></td></tr> <tr><td>7</td><td>計画管理室長</td></tr> <tr><td>8</td><td>保安管理部次長*³</td></tr> <tr><td>9</td><td>放射線管理部次長*³</td></tr> <tr><td>10</td><td>再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*³</td></tr> <tr><td>11</td><td>プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*³</td></tr> <tr><td>12</td><td>環境技術開発センター 副センター長*³</td></tr> </tbody> </table>	代行順位* ¹	副原子力防災管理者	1	副所長 (第一代理* ²)	2	副所長 (第二代理* ²)	3	副所長 (第三代理* ²)	4	副所長 (第四代理* ²)	5	<u>副所長 (第五代理*²)</u>	6	<u>部長 (第六代理*²)</u>	7	計画管理室長	8	保安管理部次長* ³	9	放射線管理部次長* ³	10	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長* ³	11	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長* ³	12	環境技術開発センター 副センター長* ³	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">代行順位*¹</th> <th style="width: 90%;">副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 (第一代理*²)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長 (第二代理*²)</td></tr> <tr><td>3</td><td>副所長 (第三代理*²)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長 (第四代理*²)</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>センター長 (第五代理*²)</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>副所長 (第六代理*²)</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>部長 (第七代理*²)</u></td></tr> <tr><td>8</td><td>計画管理室長</td></tr> <tr><td>9</td><td>保安管理部次長*³</td></tr> <tr><td>10</td><td>放射線管理部次長*³</td></tr> <tr><td>11</td><td>再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*³</td></tr> <tr><td>12</td><td>プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*³</td></tr> <tr><td>13</td><td>環境技術開発センター 副センター長*³</td></tr> </tbody> </table>	代行順位* ¹	副原子力防災管理者	1	副所長 (第一代理* ²)	2	副所長 (第二代理* ²)	3	副所長 (第三代理* ²)	4	副所長 (第四代理* ²)	5	<u>センター長 (第五代理*²)</u>	6	<u>副所長 (第六代理*²)</u>	7	<u>部長 (第七代理*²)</u>	8	計画管理室長	9	保安管理部次長* ³	10	放射線管理部次長* ³	11	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長* ³	12	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長* ³	13	環境技術開発センター 副センター長* ³	<ul style="list-style-type: none"> ・「諸規程に基づく所長の代理者」の変更 ・代行順位の読み替え
代行順位* ¹	副原子力防災管理者																																																							
1	副所長 (第一代理* ²)																																																							
2	副所長 (第二代理* ²)																																																							
3	副所長 (第三代理* ²)																																																							
4	副所長 (第四代理* ²)																																																							
5	<u>副所長 (第五代理*²)</u>																																																							
6	<u>部長 (第六代理*²)</u>																																																							
7	計画管理室長																																																							
8	保安管理部次長* ³																																																							
9	放射線管理部次長* ³																																																							
10	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長* ³																																																							
11	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長* ³																																																							
12	環境技術開発センター 副センター長* ³																																																							
代行順位* ¹	副原子力防災管理者																																																							
1	副所長 (第一代理* ²)																																																							
2	副所長 (第二代理* ²)																																																							
3	副所長 (第三代理* ²)																																																							
4	副所長 (第四代理* ²)																																																							
5	<u>センター長 (第五代理*²)</u>																																																							
6	<u>副所長 (第六代理*²)</u>																																																							
7	<u>部長 (第七代理*²)</u>																																																							
8	計画管理室長																																																							
9	保安管理部次長* ³																																																							
10	放射線管理部次長* ³																																																							
11	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長* ³																																																							
12	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長* ³																																																							
13	環境技術開発センター 副センター長* ³																																																							
<p>*1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>*2 サイクル研究所が別に定める「諸規程に基づく所長の代理者」の順位をいう。 なお、副所長が部長若しくはセンター長となる場合がある。</p> <p>*3 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。</p>	<p>*1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>*2 サイクル研究所が別に定める「諸規程に基づく所長の代理者」の順位をいう。 なお、副所長が部長若しくはセンター長となる場合がある。</p> <p>*3 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。</p>																																																							
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 別表-5 ~ 別表-20 様式-1 ~ 様式-11 読み替えなし 読み替えなし </div>																																																								